

登園 許可証明書

園 児 氏 名

証明日：令和 年 月 日

下記の疾患で療養中のところ、現在軽快し、登園してよいことを証明します。

令和 年 月 日から療養開始

令和 年 月 日から登園可

該当疾患に○	疾患名	登園停止期間の基準 ※以下の基準に基づき、主治医が判断する。
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	インフルエンザ	発熱した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
	百日咳	特有な咳が消失するまで又は7日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふく風邪)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘・带状疱疹しん	すべての発疹が痂皮化するまで
	結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	髄膜炎菌性	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	流行性角結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染症 (O-157)	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	その他の感染症 ()	

※保育園生活での注意事項

()

かかりつけ医様へ

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人ひとりのこどもたちが快適に生活できるように、上記の感染症についてご意見の記入をお願い致します。

医療機関名

医 師 名

印